

2024年10月26日

日本労働社会学会総会承認

日本労働社会学会永年会員制度に関する細則

第1条 日本労働社会学会会則第9条に基づき、本会の発展に多年にわたり貢献した会員を永年会員とする制度を設け、その細則を定める。

第2条 原則として、会員歴30年以上かつ年齢75歳以上の会員は、永年会員の資格を得ることができる。

第3条 永年会員には次の事項が適用されるものとする。

- 年会費・大会参加費の納入を免除される。
- 『通信』の配布を受けることができるが、本会の有料刊行物の配布を希望する場合は、実費を負担するものとする。
- 大会における自由論題報告や学会誌への投稿をする場合は、一般会員またはシニア会員に会員資格を変更したうえで行う。

第4条 幹事会は、本人の申請があった場合には速やかに審議を行い、要件を満たしていると判断した場合は、永年会員の資格を与える。

[付記]

- 本細則の改訂は、幹事会の承認を得なければならない。
- 本細則は、2024年10月26日より実施する。